

福岡県ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県ホームページ広告掲載を適正に行うため、福岡県ホームページ広告掲載事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第3条の規定による広告はトップページに掲載することとし、枠数は12枠とする。

2 広告は1社（1団体）につき1枠とする。

(広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、次のとおりとする。

広告の位置	大きさ	形式	データ容量
トップページ	縦70ピクセル 横250ピクセル	GIF形式(アニメーション不可)	10KB以下

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- (3) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載など
- (4) その他広告の表現として適当でないといふと県が認めるもの

(様式)

第6条 要綱第9条第3項の規定による「福岡県ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書」は、「様式第1号」のとおりとする。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は広告取扱業者が定める。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成18年6月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要領は平成20年2月1日から施行する。ただし、平成19年度の福岡県ホームページ広告掲載については、なお従前の例による。

附則

(施行期日等)

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要領は平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正に係る部分は、平成26年2月1日から施行する。平成25年度の福岡県ホームページ広告掲載については、なお従前の例による。

附則

(施行期日等)

この要領は平成29年2月10日から施行する。平成28年度の福岡県ホームページ広告掲載については、なお従前の例による。